

特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会 専門委員会設置規程

第1条 この規程は、特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第2章第5条第1項第1号に規定する事業を推進するため、定款第8章第40条に基づいて設置された、専門委員会について必要な事項を定める。

第2条 この専門委員会に、総務委員会、指導普及委員会並びに事業委員会を置く。

第3条 各委員会は、次の各号に掲げる事項を計画、調査及び研究を行い、理事会に報告する。

(1) 総務委員会

- ア 定款、規程等の制定及び改廃に関すること。
- イ 財務に関すること。
- ウ 事務局運営に関すること。
- エ 表彰・慶弔に関すること。
- オ 理事会・総会等の会議に関すること。
- カ 渉外に関すること。
- キ 組織に関すること。
- ク 広報に関すること。
- ケ 各委員会の連絡調整に関すること。
- コ 他の委員会に属さないこと。

(2) 指導普及委員会

- ア 市民のスポーツ普及振興に関すること。
- イ 選手強化に関すること。
- ウ コーチ、トレーナー、指導者の養成、派遣に関すること。
- エ スポーツ教室、講習会の企画・立案に関すること。
- オ スポーツクラブの育成等に関すること。
- カ 地域スポーツの普及に関すること。

(2) 事業委員会

- ア スポーツ事業の企画、立案及び実施に関すること。
- イ スポーツ団体の育成に関すること。
- ウ 学校体育施設の開放に関すること。
- エ スポーツ施設の整備、管理に関すること。

第4条 各委員会の委員は、本会の理事長、副理事長、正会員より選出されたもの及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

第5条 各委員会には、委員長及び副委員長を各1名置く。

第6条 各委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長、副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第7条 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決める。

第8条 この専門委員会設置規程は、総会の議決を経て、平成13年4月1日より施行する。

附 則（平成15年11月11日 指令県文第90号）
この改正規程は、広島県の設立認証のあった日から施行する。